

国際日本文化研究センター学術奨励賞に基づく大学院生の受入れに関する申合せ

〔 令和 5 （2023） 年 5 月 1 1 日 決 定 〕

- 1． 国際日本文化研究センターで受け入れる国際日本文化研究センター学術奨励賞を受賞した者については、人間文化研究機構外来研究員規程（平成 1 6 年規程第 6 7 号）第 2 条第 8 号に規定するもののうち、博士論文執筆のため来所できることとする。
- 2． 施設利用等については、外国人来訪研究員に準じて取扱うこととする。

附 則

この申合せは、令和 5 (2023) 年 5 月 1 1 日から施行する。